

KSKR

No.243

2018  
Oct.

10

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

**2018**年9月25日、大阪府豊中市生活情報くらしかんイベントホールで行われた「保護者講演会」に講師としてお招きいただき、「絆をもとめて!~奈良県自閉症協会の歩みとともに~」のテーマでお話をさせていただきました。対象は公私立認定こども園・民間保育所園などの在園児童保護者及び教職員の方方で、熱心に受講されていました。今年40歳になる私の娘の現在の暮らしの様子を中心に、奈良県自閉症協会の活動の様子を披露してきました。内容は次のような項目です。

1. 親支援の立場から

早期発見・早期療育→早期の気づき・早期支援

親・家族の障害受容

子育て不安の克服 一人ではないことを知る 視点が変わる

適切な療育法にたどり着く(ジェネラリストとして)

普通意識しない、なかなか見えないものがものが見えてくる(良い面も悪い面も)

支援はつながり「絆」

つながりのきっかけ=わかり合うこと、違うことへのリスペクト。「たよって」いいんだ!

2. 本人への発達支援(第三者の立場)

療育に関する情報の収集とその検証

それぞれの子で発達内容が違う。(レッテル張りの克服)

自己流の見立てでなく、専門家のアセスメントと助言がいる。

専門家の手助けがいる。(医師・園学校・福祉)

3. 実際の関わりとねらい

支援者の資質として「違いを認めることができる」必須

努力一意気込み一知識理解

(その職責を遂行するために絶えず研修と修養に努めなければならない)

多様性を受け止める。

自分の良さを発揮して生きる。生き合う力を育てる。(インクルージョン)

地域で当たり前前に生活できる社会を!

ライフワークを通じての切れ目のない支援 家族なども含めた、きめ細やかな支援 地域の身近な場所で受けられる支援

4. 自閉症協会の存在意義

自閉症スペクトラム障害の人達に対する福祉の増進及び社会参加の促進を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

- (1) 相談事業 (2) 調査・研究事業 (3) 理解・啓発事業 (4) 施策への提言と改善推進 (5) 支援者・成年後見人等の育成 (6) 研究会・講演会 (7) 出版及び物品販売事業

- (8) 保険業 (9) 関連組織の育成援助 (10) 諸団体との提携・協力 (11) 国際交流 (12) その他(※黒丸の項目は動画や写真記録を中心に説明しました。)

講演後質問された、お母さん方や先生方からの発達障害児の将来あってほしい姿を実現するには、インクルーシブ教育がとても大切であると感じました。本来のインクルーシブ教育は、地域すべての子どもが同じ教室で学習することですが、日本だけ分離教育も多様な学びの場として必要という独特の解釈をして、世界の潮流からは反対方向に進んでいきます。通常学級と特別支援学校に分かれて教育をうける体制そもそもが、国連の障害者の権利条約にあるインクルーシブ教育ではないことは明らかなのです。ただ、今の学校制度に何の見直しもせず、現行の通常学級に発達障害児童生徒を通わせることはできません。人材を整え、施設を整備し、お金をかけて、インクルーシブ教育の環境を整えなくてはならないのです。以前、日本自閉症協会の集まりで、文科省の担当役人に、日本はトータルインクルーシブ(イタリア方式のような)をなぜ目指さないかを質問したことがあります。つまるところは金の問題でした。しかし、現行の特別支援学校体制の見直し(廃止)などの根本的な改革に

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

よって、真のインクルーシブ教育は可能ではないかと私は思います。以上のことについて分かりやすく説明されている「何か変だよ、日本のインクルーシブ教育」という、榊原洋一氏 (CRN 所長・お茶の水女子大副学長) のブログを奈良県自閉症協会のホームページ「きずな」<http://www.eonet.ne.jp/~asn/> からリンクしていますので、みなさま是非一度ご覧ください。(河村)



### 加藤厚生労働大臣会見

(国等の障害者雇用水増しに関する質疑の部分)

大臣：本日、「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」が開催されました。その様子について、私の方から申し上げたいと思います。同会議においては、私の方から、国の全ての行政機関における障害者雇用の状況に関する再点検の結果についてご報告いたしました。具体的には、障害者雇用義務制度の対象となる雇用する障害者の範囲に誤りがあり、再点検の結果、雇用する障害者数は6,867.5人から3,460.0人減少して3,407.5人と、また、実雇用率においては2.49%から1.19%となっており、不足数は2.0人から3,396.0人となり、26の機関が法定雇用率を満たしていないことをご報

告いたしました。障害者雇用促進法の下、まず事業主として社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の確保や安定を図る責務を有しているとともに、民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、こうした事態となったことは誠に遺憾であります。また、障害者雇用施策を推進する立場としても、深くお詫び申し上げます。今般の事態を重く受け止め、閣僚会議の下に、厚生労働大臣を議長とする「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を設置し、今般の事態の検証とチェック機能の強化、法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組、国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大、公務員の任用面での対応等について政府一体となって検討することとします。また、地方公共団体に対

しても、総務大臣の御協力をいただきながら、国の機関と同様に再点検をお願いしたいと考えております。このため、本日午後「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を開催し、政府一体となった取組について、先ほど4項目を申し上げましたが、それについて鋭意検討を進めていきたいと考えております。特に、今般の事態の検証については、連絡会議の下に弁護士など第三者も参画した検証チームを設置し、検証を図っていきたくて考えております。関係府省連絡会議での検討を踏まえ、10月中を目途に、本閣僚会議においてとりまとめを行いたいと考えております。今般の事態を踏まえ、国の行政機関における障害者雇用に対する認識を改めて徹底し、障害のある方が希望や能力に応じて活躍できる社会の実

現に向けて、各大臣とともに最大限協力し、尽力していきたいと考えております。なお、厚生労働省自身の再点検結果ではありますが、雇用する障害者数については、1,442.0人から1,438.5人へと、3.5人の減少となりました。障害者雇用率については、2.76%のまま、変動はありませんでした。障害者雇用施策を担う厚生労働省においてこうした事務処理の不徹底がみられたこと、これは真摯に反省すべきことであり、今後、正確な報告を行うよう、省内にしっかりと徹底してまいりたいと考えております。私の方からは以上であります。

質疑

記者：障害者雇用の問題について伺います。実際の雇用率はほとんどの省庁で法定雇用率を大幅に下回る調査結果となりましたが、改めて

大幅に下回った結果についての受け止めと、原因について大臣は今の段階でどのようにお考えでしょうか。また報道では長年に渡って各省庁で誤った運用が進んできたという指摘もありますが、これまでの厚労省のチェック体制について対策は十分だったとお考えでしょうか。

大臣：まず、認識でありますけれども、先ほど申し上げた障害者雇用促進法第5条に事業主責務ということが書かれておりますが、そこにおいて、国も当然事業主にあたります、社会連帯の理念に基づき障害者の雇用の確保や安定を図る責務があるということが明示されています。また、こうした施策を推進していくべき国の立場でありますから、そうした国において、法定雇用率を大幅に下回るこうした事態が生じたことは誠に遺憾であり、深くお詫びを申し上げ

<p>るとともに、国の行政機関が一体となって、こうしたことがなぜ起きたのかを検証し、こうした事態を二度と起こさないよう再発防止を徹底していきます。</p> <p>そして法定雇用率を大きく下回っていますから、その達成に向けて計画的な取組を速やかに進めて、障害者雇用をしっかりと進めていかなければならないと考えております。</p> <p>原因に関しましては、先ほど申し上げた第三者の弁護士も入った検証に委ねるべきものと考えておりますが、私どもが承知をしている範囲で申し上げますれば、本来障害者雇用については、例えば身体の障害がある方については、基本的には障害者手帳を持っている方、ただ、原則としてということが書いてあるわけですが、しかし原則でない場合、障害者手帳の確認ができない場合においても、専門医ないし産業医の診断</p>	<p>書が必要であるといった、それぞれその確認あるいは範囲について決められているわけでありまして、そういった意味での徹底が不十分であったと認識しているところであります。</p> <p>記者：障害者雇用の件で2点お伺いします。1点目は故意に水増しがあつたかどうか、不正という認識があつたかどうかということと、もう一点は、民間企業であれば法定雇用率を満たさない場合、一人につき5万円程度支払う義務があるわけですが、国としてはこの決着をどうつけるかということについて教えてください。</p> <p>大臣：まず故意かどうかということですが、今般の再点検はお手元の資料にもございますけれども、財務省から発端をしてこうした障害者の範</p>	<p>囲に誤りがあるという認識をもって、昨年の6月1日現在の任免状況について改めて通報を依頼したところであります。算定の対象に誤りがあったということについて、故意であるのかあるいは誤解に基づくものなのか、これは今の段階で把握することは私どもとしては困難だと考えております。この点については先ほども申し上げましたが「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」に設置される弁護士の方などを含めた第三者による検証チームの検証に委ねていきたいと考えております。</p> <p>それから納付金のことがございました。納付金につきましては、民間企業が納付金制度の対象になるということで現行法においては国、地方公共団体あるいは独立行政法人等はその対象にはなっていないという仕組みになっております。したがって民</p>
<p>間企業においては納付金等の対象になっているということで、JEEDに基づく調査がなされているということですが、国や地方公共団体においてはそうした調査もなされていないということですので、そこは先ほど申し上げたチェック機能の強化をどう図っていくのかということを含めて中でしっかりと議論させていただきたいと思っております。</p> <p>また本閣僚会議でのとりまとめを10月中にと申し上げましたが、これについても労働政策審議会の障害者雇用分科会に報告をして、必要な議論いただきたいと考えております。</p> <p>記者：2点お伺いします。今回厚労省でも減少があつたということですが、具体的にどういった事例があつたという報告があつたのかということと、地方公共団体の再点検の件で</p>	<p>すけれども、スケジュールとしていつ頃までと考えておりますでしょうか。</p> <p>大臣：まず厚労省の関係ですけれども、精神障害者手帳の有効期限切れなど、手帳の原本または写しによる確認ができなかったケース等で、先ほど申し上げた3.5人のマイナスになっているところでございます。それから地方公共団体の関係であります。地方公共団体からも平成29年6月1日現在の任免状況の通報はいただいているという仕組みになっております。関係閣僚会議で官房長官からもご報告がありましたが、総務省と相談しながら速やかに再点検を実施すべく対応していきたいと思っております。</p> <p>再点検の結果については、関係閣僚会議において公務部門における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組に</p>	<p>ついでの取りまとめを行う10月中に集約できるよう速やかに作業を進めていきたいと考えておりますが、具体的なことについてはよく総務省等と相談していききたいと思います。</p> <p>記者：障害者雇用の関係になります。先ほど2点目の質問があつたのですが、民間企業の方が自分たちはダメだという場合は納付金を納めなければいけないのに国は何もないという感情的な部分も含めて批判があるかと思っております。今後検証していくことですが、こういった形でこの責任というのを国が、もちろんきちんと障害者を雇用していくというのは当たり前ですけれども、それだけで良いということではないです。その辺を示していくのか、社会の公平性等を考えたときにその辺をどのように大臣として考えておりますでしょうか。</p>



<p>大臣：今回の一連の事態の中で民間の方々から自分たちはこうしてしっかりと対応しているのにも関わらず、国においてどうしてこういう対応なのかという大変強いご批判をいただいていることは十分承知しております。その中でまず私どもとしては、なぜこうしたことが生じたのかということについて、しっかりと検証していく必要があると考えておりますし、これについては先ほどから申し上げておりますように、第三者の方にも入っていただいて、今、私どもが検証したのは平成29年6月の報告についてであります。この制度自体はもうかなり前からある制度であります。そうした中でどういう取扱いがあったのか等、しっかりと検証していく、そうした中でどこに問題があったのかということが見えてくると思いますし、それに</p>	<p>よって責任ということもそういった中でしっかり考えていく必要があると思います。</p> <p>記者：障害者雇用の話に戻らせていただきたいのですが、今回算定するのが不適切とされた3,460人については、障害者には当たらない人たちという認識なのでしょうか。そこも関わるのですが、大臣が先ほどおっしゃっていた法定雇用率が達成されていない状況を速やかに改善するようにという時に、そうすると3,460人を新たに雇うという話なのか、それともこの3,460人中でもきちんと確認をとれば、障害者として算定対象になる人たちがいるという認識なのか、そこはどうお考えでしょうか。</p> <p>大臣：障害者の定義というのは色々法律によって異なりますが、今回の</p>	<p>障害者雇用率においては、基本的には身体であれば原則として障害者手帳を持っていると、あるいは知的であれば、療育手帳を持っている、精神であれば同じようなということが、対象となるかならないかということになるわけでありますから、そういった観点で、今回各機関において再点検をした結果として、今お話があった3,460人の方については、そうした範囲ではなかったという報告であります。従って、これからはまさに対象となる方を雇用していくということになるわけでありますので、そういった意味において、まずそれぞれの政府機関において今年中に法定雇用率を達成していただくように努力をしていただく。そして、それがなかなか難しいと言うことであれば、これは法律の仕組みにおいてそうなっているのですが、計画を策定していただいて、来年中に達成</p>
<p>すべく計画を出していただいてそれに則って取組をしていただくということになります。</p> <p>記者：そうしますと、言い方を変えますとこの人たちを算定していたことによって、3460人の本来であれば雇用されるはずだった障害者の方々の雇用の場が奪われたという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>大臣：基本的に言えば、国として障害者雇用義務制度の中における義務として、法定雇用率という言い方からすると3,396人について、不足をしていたということでもあります。</p> <p>記者：今の件に関連して、改めて法定雇用率達成にむけた時期については、各省庁すべて今年度中に達成してもらおうという理解でよろしいでしょうか。あとその達成に向けて、</p>	<p>現時点で雇用されているけれども今回の調査によって法律上障害者雇用にカウントされなかった方々の雇用については、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>大臣：対応については、先ほど申し上げましたように、まず今年中に法定雇用率に満たない人数について雇用すべく努力をしていただくということでもあります。それも難しいという状況であれば、これも先ほど申し上げましたが、この障害者雇用義務制度においては、その場合、これは国であろうと民間の事業主の方であろうと次の一年かけてそれを達成すべく計画を作ってくださいその計画に則って取り組んでいただくということでもありますから、国においても同様な対応をしていく必要があります。それに向けて厚労省としてもできる限りの協力はしていきたいと考</p>	<p>えております。</p> <p>記者：その達成に向けて、今まで雇用されていて、今回の調査で法律上はカウントできないと言われた方が3,000人余りいらっしゃると思うのですが、その方たちの雇用はそのまま続けて、そこにさらに加算するというのでしょうか。</p> <p>大臣：その方々がこういった形の雇用形態になっているのか、当然正規という形であれば、それは当然引き続きということになると思いますし、有期ということであれば、その契約に対応して行っていくということで、そうでなかったからといって雇用関係を断ち切るということは望ましくないということでもあります。</p> <p>記者：今の質問の関連ですが、今年度中の達成を目指すということにな</p>

るので、民間との雇用の奪い合いになるという懸念もあると思うのですが、その点の考え方を伺えますでしょうか。

大臣：奪い合いになるというよりも、障害者雇用を促進していくことでありますから、国においても民間においても、そうした障害者雇用の拡大をしていただくということであります。ただ、拡大をしていくにあたって、より障害のある方々が、その職場に定着していただき、その力を発揮していただける、そういう環境をどう作っていくのかという課題もございますので、それも含めてしっかりと議論していきたいと思っております。

記者：先ほどのお話で、このことによって新たに今雇えている人の雇用を断ち切るのはいくつかおっしゃ

おりますが、あくまでも能力検定の判定において採用がなされているというのが基本であります。ただ、別途、係長以上、あるいは係長までいかない場合についても、個別認定があれば、そうした対応を実施できるというものがございまして、これについて、近年障害者雇用にそうした選考採用が実施されたことはないことを承知しております。非常勤の職員の場合については、面接、経歴認定、その他適宜の方法による能力の実証等を行えば採用が可能ということになりますから、障害者雇用の促進のために障害者に限定して求人を行うこと自体、この採用の規則に反するものではないことを承知しております。いずれにしても、その点も含めて、今回の閣僚会議あるいはこの関係府省連絡会議において、よく議論していきたいと思っております。

るのですが、3,000人以上の雇用が必要だということで、全体の公務員の数を増やすという対応もありえるのでしょうか。

大臣：定員という意味においては、公務員の場合、正規・非正規という言い方が当たるかわかりませんが、正規の採用をされている者については定員があります。他方で、有期に関してはそうしたものがございせん。そこは、この関係閣僚会議においても、そうした予算上の措置あるいは定員上の対応が必要になる場合については、関係大臣においてもご協力いただくようにということをお願いしたところでございます。

記者：障害者雇用について二点ありますが、一点は、地方自治体では障害者枠というものを設けて障害者の採用をしているところも多くあると

それから、障害の身体・知的・精神、私自身、国全体がどういう割合で、民間がどういう割合かというのを比較した数字を見たことがないので、今ご質問にお答えすることができませんが、いずれにしても、今回全体としての雇用率を引き上げていく背景には、精神の方が対象となりそれも含めた形で、引き上げを図っているわけでありまして、国においても、特に精神障害の方々の雇用をどういう形で行っていくのか、そういったこともよく考えながらしっかりと進めていく必要があると考えております。

記者：最初の方に出てきたものと少しかぶってしまうかもしれないのですが、今回再点検の結果で不足していた部分について、制度の理解不足であったケースと法定雇用率を達成するために明らかに対象とはなりえ

言われております。国にはそういう制度がないという指摘もありまして、今後そのような障害者枠というようなものを作るというお考えがあるのかということと、もう一点は、国と民間を比べた場合に、国の方が身体障害者の方を採用する割合が高く、知的障害者の方ですとか、精神障害者の方の雇用が進んでいないのではないかと指摘もあります。その辺りの改善と言いますか、バランス良く採用していくために何か方策はお考えでしょうか。

大臣：まず、一つは、国において正規については、基本的には試験を受ける採用という形をとっているわけでありまして。従って、例えば、目が不自由である、耳が不自由であるという、そういったところを補完する形で試験に臨むという支援措置がとられているということは承知をして

ない方を障害者雇用として認識しカウントしていたケースでは、質的に大きく異なると思うのですが、後者、故意的に数字を上増しするために採用していたケースというのはあったのでしょうか。

大臣：今のお話の中で、何を以て故意性があるのかないのかということについてはなかなか私どもの調査では判断しきれないこととさせていただきます。具体的には、対象となった障害について、例えば糖尿病のような本来障害者の対象となりにえないものも含まれていたという事例があることは承知をしておりますが、それが結果において、それが外れることを知っていてそうしたのか、たまたま診断書でこういったものがあるからということでそのまま対象にしてしまったのか等については、私どもとしてそこまで調査をしております

<p>ので、いずれにしてもそういうことを含めて先ほど申し上げた第三者による検証をしっかりと進めていきたいと思えます。</p> <p>記者：今のところとも関わるのですが、今回この対象外になった方たちは、本人から障害がありますということで名乗りを挙げて自己申告した方々なのか、それとも役所の人事課の方で勝手に入ってしまったのか、そこはどのようなのでしょうか。</p> <p>大臣：そこまで検証しておりません。先ほど申し上げたように範囲はここだという基準に従って、対象になるのかならないのかということなので、ご指摘のように、その障害の程度からして当然障害者手帳を例えば身体の障害者手帳を取得できうるという方が取得をしていないといった場合があるのか、ないのかという</p>	<p>ことについては私どもの方ではわかりません。</p> <p>記者：先ほど国の省庁には難しい試験もあるという中で、そもそも障害者の方たちも教育の面であるとかそういういったところでの底上げというのも必要になってくると思うのですが、この辺というのは雇用のことについて関連づけて見直していくということはあるのでしょうか。</p> <p>大臣：底上げとおっしゃっている趣旨は、学校教育ということでしょうか。</p> <p>記者：つまり、学校教育における高等教育を障害者が受ける割合というのが一般に比べてかなり低いという結果が出ていますがそういったことを含めてお考えをお願いします。</p>	<p>大臣：今回は、まず障害者雇用を我々国においてどう進めていくのか、こうした事態を踏まえてどう進めていくのかということが重点になっていくのですが、これから総体として障害者雇用を進めていくにあたっては、その雇用される障害のある方々が働くための力をどうつけていただくのかというのは大変大きなポイントだと思いますので、当然そういったことも障害者雇用を進めていくという意味においては議論すべき対象だと思います。</p> <p>記者：障害者雇用の問題についてお尋ねします。地方自治体等の全国調査ですが、今日にも調査を始めるといふ報道もありますが、時期について教えていただきたいのと、具体的に都道府県に文書を出して取得するといった具体的な動きがあるのかということをお教えください。</p>
<p>大臣：地方自治体における平成29年6月1日現在の任免状況の通報内容について、先般の関係閣僚会議で官房長官よりご指示をいただき、総務省と相談をいたしました。それを踏まえて、本日に再点検の依頼を发出することとしております。9月末までに再点検の内容について報告をいただくということにしております。</p> <p>記者：対象となる機関というのはどういったところが対象となるのでしょうか。</p> <p>大臣：都道府県、市町村、それから都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会といったところが対象となります。</p> <p>記者：9月末までに再点検をして、</p>	<p>その頃に公表という形になるのでしょうか。10月中に取りまとめるという前回の回答がありましたけれども。</p> <p>大臣：報告いただいたからすぐにそのまま出せるというわけではありませんので、報告いただいたものをさらに精査し取りまとめるという流れになります。</p> <p>記者：公表は10月中になるのでしょうか。</p> <p>大臣：そうですね、当然9月の報告を受けてできるだけ早く公表していきたいと思えます。</p> <p>記者：同じく障害者雇用の水増し問題について、いくつかの障害者団体が要望や声明を出しています。この中の代表的な要望項目について、大</p>	<p>臣の現時点でのご所見を伺いたしたいと思います。不正に参入していた約3,500人分の雇用について、原則今年中に雇用するという方針について非現実的であり、撤回すべきだといふふうな要望がありますが、これについてどう思われるのかということ。</p> <p>二点目は、問題を検証する会議に当事者の方を入れてほしいという要望がありますが、これについての考え。最後に、前回の会見でも出しましたが、国家公務員の採用において、障害者枠を設けるということについての現時点でのお考えについてお願いします。</p> <p>大臣：まずは、一点目の撤回というのはよくわからないのですが、そもそもそういう制度になっていますので、その制度に則って対応するのは当たり前だと思います。したがっ</p>



て、ご説明申し上げたように、まず今年中にやれることはしっかりやって、法定雇用率の達成を目指していただく。それが達成できない場合には来年における計画を出していただいてそれに則ってしっかり対応していただく。これはもう決まっていることですから、決まっていることをやるのは当然なのだろうと思います。ただ、形だけやるということに対するご懸念があることは我々も十分承知をしております。形だけではなく実際の雇用者の方々が公務の現場において十二分に活躍していただける、そういう環境をどう作っていくのか、そういったことには腐心をしていくのは当然のことだと思いますし、厚労省としても、私ども厚労省の中はもとより他省庁においてもそうした取組ができるように努力をしていきたいと思っております。また、事務の関係の会議においてもそういっ

たことも含めてしっかり議論をさせていただきたいと思っております。それから、二点目は検証する場所と議論する場所と二つあります。検証はあくまで行政の中でしっかりとやっていたかということでありますから、これは弁護士の方を中心に検証チームを立ち上げて、どこに問題があったのかということ等をしっかりと検証していただきたいと思っております。その検証を踏まえて、関係省庁連絡会議において議論をするわけがありますから、その場においては、しっかりと障害者の関係の方々からの意見も聞かせていただきたいと思っております。また、そこから出たアウトプットについては、労働政策審議会障害者雇用分科会、ここには4者構成、普通は3者構成ですが、障害者の方も入っていただいております。そこに報告をして、さらに必要な議論をしていただきたいと考えていると

ころです。それから、国家公務員の採用の関係であります。先般の関係会議においても、必要な定員や財源面の手当てについて責任をもって対応したいと関係大臣からご発言がありました。そうしたことも踏まえながら、公務員の任用面の対応については、内閣人事局、人事院等の関係省庁とも連絡をしながら関係府省連絡会議、こうした場においてしっかりと検討して答えを出していきたいと考えております。

記者：障害者雇用に戻って確認なのですが、先ほどの全国調査ですが、独立行政法人は今日の段階では入っていないのか、今後やる予定はあるのかというのが一点と、第三者の検証チームですが、開始の時期やメンバーについて進展がありましたら教えてください。

大臣：まず独法は二種類あります。国の独法と地方の独法があります。国の独法については、旧労働者健康福祉機構の事案があって、それ以降ハローワークが五か年計画でチェックをしており、今年が4年目ということになっていると承知をしております。ただ、こうした事案があったものですから、ここはこの間の状況もよく精査して必要であれば独法についても調査をしていく必要があると認識をしております。またそれについては発出をしております。それから地方の独法についても、これも当然考えていくべきものだと思いますが、まず主体である県、市町村等についての調査から始めたく思っております。それから検証チームのお話だったと思いますが、現在、中で議論を進めさせていただいてるところでありま

して、これは前に申し上げましたが、弁護士の方などを具体的に想定して、具体的な構成についてのコンセンサスと、そして具体的な依頼、この作業に入っていきたいと思っておりますのでこれができ次第できるだけ早く立ち上げて検証に入っていきたいと考えております。

記者：9月の初旬には立ち上げられるということでしょうか。

大臣：それぐらいのスピード感をもってやりたいと思っております。

記者：全国調査の関係なのですが、対象となる機関の数や職員数、具体的な数字があればお伺いできますでしょうか。

大臣：全国調査の対象になるのは、例えば都道府県そのものと企業局等

がありますので、それを含めて都道府県が156で、教育委員会が47、それから地方公共団体、市町村も同じことがありますので2,319と教育委員会が75です。したがって全部足すと2,597ということになります。そして、これは既に報告いただいている再点検する前の数字であります。それに基づきますとトータルの雇用者数が49,689人ということで、約5万人ということになります。

記者：その49,689人、約5万というのは雇用されている障害者の方の数ということでしょうか。

大臣：そうです。そのような報告が来ていたということで、今回それに関して再点検をするということになります。

朝日新聞 180928(金) 17:47 配信  
**「数字合わせやめるべき」  
 雇用水増しで障害者団体批判**

中央省庁による障害者雇用数の水増し問題で、野党各党の合同ヒアリングが28日開かれた。法定雇用率の達成へ障害者の雇用を急ぐ姿勢を見せている政府に対し、障害者団体側から「数字合わせはやめるべきだ」との批判が相次いだ。

政府は33行政機関で3千人超分の水増しが発覚し、昨年6月1日時点の平均雇用率が1・19%に半減したことを受け、来年中までに現在の法定雇用率2・5%の達成を目指すとして表明。障害者を優先的に採用する常勤の「障害者枠」の新設などの検討を進めている。

日本障害者協議会の藤井克徳代表はヒアリングで、「1年間で数字を作ろうというのは乱暴だ」とし、受け入れ準備に時間をかける必要性を

訴えた。従業員の約3分の2が障害者という会社で取締役を務める上田庸司氏は、民間企業も法定雇用率の達成に苦勞する状況を踏まえ、「民間からの人材の引き抜きのようなことが起これば水増し以上に批判される」と指摘した。



野党議員が中央省庁や障害者団体などから意見を聞いた＝28日、国会内

**憲法25条を守り、活かそう！ 10.25 中央行動**

日時：2018年10月25日(木)  
 正午～15時半  
 場所：日比谷野外音楽堂(東京都千代田区 日比谷公園内)

誰もがいきいきと希望をもち安心して生きられる社会はみんなの願い。戦争の反省とともに、その願いが託されて日本国憲法が生まれました。第25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利と国がそれを保障する義務があることを明記しています。しかし、政府は社会保障制度改革推進法などで25条を空洞化させ、生存権を保障する国の責任を放棄し、社会保障の抑制を進めています。自己責任と営利化が基本の社会保障解体では国民のいのち・くらし

は守れません。  
 人間らしく生きられる社会保障・社会福祉は国の責任です。全国各地で様々な行動を展開し、憲法25条を守り、活かす世論を創りだしましょう。高齢者・子ども・障害者・生活困窮者などの分野や立場を超えて団体・個人が手をつなぎ、大きなうねりを創りだしましょう。

—主なスケジュール—

- 12:00 開場—文化行事
- 13:00 中央集会開会  
 基調報告・連帯あいさつ
- 「聞いてください！私たちの声を」
- ・生活保護基準引き下げの生活実態
- ・年金削減は違憲 世代を超える団結を
- ・75歳以上の医療費負担2割化は死活問題
- ・地方における保育労働者の深刻な人材不足

- ・待機児童の解消を
- ・障害者65歳問題の解消を！
- ・精神障害者の権利保障を！
- ・障害年金訴訟について
- ・社会福祉事業の現場から
- ・やりがい、喜びのある介護に
- ・地域医療を守ろう！都立病院の独

法化に反対  
 15:10 厚労省包囲行動  
 ・生命の危機を感じて 夏季加算の創設を！  
 ・障害年金訴訟について  
 ※同時間帯でグループ別に以下の行動を並行して取り組みます。

- (1) 記者会見
  - (2) 国会議員要請(厚生労働委員)
  - (3) 厚生労働大臣・副大臣要請
- 15:30 閉会

◆主催「憲法25条を守り、活かそう」  
 共同実行委員会

◆集会事務局(主な問い合わせ先):  
 きょうされん Tel 03-5385-2223  
 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 Tel 03-3207-5937 fax 03-3207-5938  
 いのちのとりで裁判全国アクション inotori25@gmail.com





2018年9月20日の「NHK クローズアップ現代+」で放送された「息子を檻(おり)に監禁 父の独白」の内容は自閉症の関係者にとって他人事ではない現実味を帯びたものでした。うたい文句ではなく実際、行政をはじめ支援機関がどうあるべきかを深く考えさせる内容でした。番組をご覧になれなかった方のために放送の概要を載せておきます。(河村)

○重度知的障害の長男 オリ監禁 25年・・・父親の悲痛「他の家族の生活を犠牲にできなかった」

重度の知的障害のある長男(42)を25年以上も檻に監禁してきた父親(73)が、監禁の罪で執行猶予付きの有罪判決を受けた。兵庫県三田市の事件。保護された長男は片目を失明、もう一方の目もほとんど見えない状態だった。その父親がNHKの取材に応じた。

委員長の谷口泰司さんは「ほとんどの自治体が同じでしょう。どこにでもあるということを忘れないでほしいですが、家族を支援する視点が欠けているんです」と語った。裁判の判決も、父親の行為を「到底許されない」とする一方で、行政に「支援体制が十分でなかったことも要因だ」と指摘していた。

○家族任せの障害者支援

愛知県豊田市の将裕さん(32)は自動車関連会社に勤め、知的障害と自閉症で会話がほとんどできない弟(27)と2人暮らした。弟は部屋の隅でうずくまったまま動かない。将裕さんは「施設に預けて、自分の人生を取り戻したい。幸せとか、考えたこともない」とつぶやく。母が家を出て、父は6年前に病死し、兄弟2人だけが残された。弟はその頃から暴れたり、外で問題を起こして警察に保護されたりの繰り返しと

監禁していたのは、自宅の庭にある4畳半ほどのプレハブ小屋だった。檻はもうなかったが、高さは1メートルほどで、立ち上がることもできない。ペット用のトイレシートを敷いて、外に出すのは2日に1回だったという。父親は言う。「他に方法がなかったんやろか。ずっと考えてます。いまだに答えはないです」市役所に相談してもケンもホロロ

建設会社で働く父親は29歳で結婚し、4人の子を育てた。長男は2歳の時に、成長しても会話ができないほどの知的障害だとわかった。休日のたびに家族で旅行をするなどしていたが、異変が起こったのは長男が13歳の時だった。母親や弟たちの腕に噛み付くようになったのだ。

安心して仕事に行けない。一時的に預かる施設を探したが、空きがなかった。ガラスを割る、大声を出す、暴れるなど暴力はエスカレート

なった。2年前、豊田市に相談したが、「調査に行く」といったまま連絡はなかった。ところが、NHKが取材をした途端、担当者から電話が入った。

市に出向くと、担当者は将裕さんに謝罪したが、弟に関しては「地域で問題なく暮らしている」「施設入所も望んでいない」と、とくに何をしてくれるでもなかった。

その後、将裕さんは睡眠不足などからうつ病と診断され入院した。すると、市は弟を施設に入所させた。共倒れの事態となって初めて動いたのだった。国は2012年に成立した障害者総合支援法で、障害者支援を、従来の施設への収容から地域社会で支える方向へ舵を切った。3本柱は「ショートステイ」「デイサービス」「訪問介護」だ。しかし、専門的人材不足でサービスが行き届いているとはいい難い。

し、どう防ぐかを考えた。結論が座敷牢だった。大工に檻を作ってもらい、父親が不在の時は閉じ込めて鍵をかけた。「いいこととは思わないが、他の5人の生活を犠牲にするんですか?」

当時、三田市役所に相談した記録が残っていた。「不在の時、外から鍵をかけている」と報告したが、市は自治体が関わる問題とは受け止めなかった。事件を調査した第三者委員会は20日(2018年9月)、森哲男・三田市長に結果を報告した。「組織として管理体制が機能していなかった」「職員間の情報共有を欠き」「積極的に対応していない」と厳しい。当時の職員は、調査に「申し訳ないが記憶にない。部屋に鍵をかける人はたくさんいた」といい、市の幹部も「なんとかしないとという認識がなかった。今もスタンスは変わらない」と答えていた。

精神科医で立教大教授の香山リカさんは「福祉、教育、医療、警察という縦割りをなくして、総合的に考えないといけない。人材の育成、NPOとの連携なども含む、包括的な仕組みが必要です」という。「本人と、支える人たちを支えるケア。みんなの問題で、他人事ではないという視点が何より大事になります」

三田市の監禁されていた長男は、施設で24時間ケアを受けるようになった。父親が逮捕、有罪判決を受けたからだ。豊田市の兄弟も、兄が倒れて初めて行政が動いた。障害者を抱える7000家族への調査(昨年)では、「警察、病院、行政をたらい回し」というのがあった。どれも、あるべき姿とは程遠い。\*NHK クローズアップ現代+(2018年9月20日放送「息子を檻(おり)に監禁」父の独白)

**「長男を檻に25年監禁し逮捕された親の事件」**に関して、下記の意見書の要望内容に応じ、三田市ではホームページに「三田市障害者虐待に関わる対応報告」として公開されています。  
 ○三田市障害者虐待に関わる対応検証報告(pdfファイル13ページ)  
 ○検証報告書(pdfファイル51ページ)  
 報告内容は全ての都道府県市町村にも当てはまる重要な提言が含まれています。障害児者関係者および行政関係各位はぜひご覧ください。

(河村)

三田市長さま  
 検証報告書を提出するにあたり、下記のとおり意見を申し添えます。

記

1. 本報告書について、速やかに兵庫県、厚生労働省及び法務省に報告されることを望みます。
2. 本報告書及び検証委員会の審議経過(議事録)について、速やかに(概ね一月以内)に公開され、誰もが閲覧可能になることを望みます。
3. 本報告書の提言について、庁内で検討の上、それぞれ実施の可否を判断し、可能なものから順次取り組まれることを望みます。
4. 虐待防止にかかる取り組み及び虐待発生時の対応については、市が一義的な責任を果たすべく、積極的に行動されることを望みます。
5. Aさんについて、一日でも早い社会生活への復帰と、Aさんが望む暮らしの実現に向け、あらゆる方策

を講じられることを望みます。  
 6. 障害のある方の暮らしはもとより、ともすれば孤立しがちな家族についても、より具体的な支援について検討を進められることを望みます。

以上

平成30(2018)年9月20日

三田市障害者虐待に係る対応検証委員会委員一同



声明

国や自治体による障害者雇用率への不適切な算入は障害者への期待を裏切るものであり、徹底した真相解明と就労対策の見直しを求めます

一般社団法人  
 日本難病・疾病団体協議会代表理事  
 森 幸子

障害者の法定雇用率制度は、1976年(昭和51年)の改正身体障害者雇用促進法で初めて義務化されました。当時の法定雇用率は1.5%、納付金制度創設、重度身体障害者ダブルカウント方式採用で始まりました。その後、知的障害者が対象となり、この4月より、精神障害者も加わるようになりました。障害者の自立にとって、就労は大変な関心事であり、自立を助ける大き

な要因となります。難病患者にとっても全く同じであり、精神障害者の次は難病患者が障害者雇用率の対象となり、難病患者の就労が飛躍的に進むものと期待していたところです。

しかしながら、この度の中央省庁や自治体等における障害者雇用率への不適切な算入は、その期待を裏切るものであり、憤りを禁じえません。また厚労大臣は会見で「点検の結果、雇用する障害者数は6,867.5人から3,460.0人減少して3,407.5人、実雇用率においては2.49%から1.19%となっており、不足数は2.0人から3,396.0人となり、26の機関が法定雇用率を満たしていない」と説明されています。これでは障害者数、雇用率とも半分以下ということとなります。

法を遵守しなければならない国により行われていたこと、しかも40年

以上にわたり虚偽の報告が行われていたことに対し、不信の念は募るばかりです。また、企業に対しては罰金も含め、厳しく対処していた主管省である厚生労働省の責任も重大です。

長期にわたり組織ぐるみで行われていたと思われる、今回の障害者雇用率への不適切な算入に対し、大臣は今後の調査について、『「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」に設置される弁護士の方などを含めた第三者による検証チームの検証に委ねる』と説明されています。私たちはその言葉通り、徹底検証を求めるとともに、難病患者も含めた障害者雇用の在り方を再検討し、雇用率を増やしていく施策の前進を求めるものです。

2018年9月26日

## 安室さん公演 「療育手帳」身分証として提示、入場拒否

毎日新聞が報道

安室奈美恵さんの最終コンサートツアーで、知的障がい者に発行される「療育手帳」を身分証として提示した人が入場を断られていたと、9月20日の毎日新聞や夕刊フジが報じ、波紋が広がっています。

最初に報じたのは、2018年9月19日の毎日新聞電子版(本紙は20日付東京本社版朝刊総合面)。「安室奈美恵さんら著名アーティストのコンサートツアーで電子チケット業務を管理しているボードウォーク(東京都千代田区)は、コンサート会場での本人確認の際、知的障がい者に発行される「療育手帳」を身分証として提示したのに入場を断られた観客に対し、チケット代を返金

同紙電子版は、国会議員が厚生労働省に対応をただすなど問題は広がりを見せている、と詳細を報じています。

この記事の一部は、本紙では9月28日朝刊総合面「アクセス」欄に掲載されています。

「8月から指定身分証として取り扱うようにした」

9月27日の毎日新聞電子版は続報として、ボードウォーク社は9月27日に毎日新聞に対してメールで「療育手帳が公的な証明書であることを当社として確認できましたので、8月から指定身分証として取り扱うようにしました」、「今後とも改善を重ねてまいります」などと回答。これまで何件くらい返金の求めがあったのかなど詳細については答えなかった。と同紙は伝えています。

ボードウォーク社は、サイト(<https://boardwalk-inc.jp>)に8

する方針を公表した」と報じました。

9月20日の夕刊フジ(産経新聞社発行)は、療育手帳を身分証として認めなかったことについて同社は「複数の呼称や様式があり、大規模コンサートにおける本人確認作業になじまないとの判断だった」と釈明している、と伝えています。

別の場所に連れて行かれ…ダウン症の女性入場拒否

さらに9月26日電子版の毎日新聞は、「ダウン症の妹『来年は入れるよね?』母は絶句」の小見出しをつけて、母親と3人姉妹で福岡のコンサート会場を訪れた宮崎市のダウン症の女性・愛子さん(34)の家族を取材。

開演2時間前に入場ゲートに着き、係員に身分証を見せたところ、療育手帳を見せたダウン症の愛子さんだけ別の場所に連れて行かれてしまった。(中略)係員は「入場でき

月26日付で、「お詫びと今後の取扱いの変更について」を掲載。

「不快な思いをされた方に対して深くおわびします」としたうえで、「療育手帳は身分証として相当程度認められていることや、障害者の皆様の不利益を少しでも少なくして快適な生活を営んでいただくことの重要性を踏まえ」、療育手帳を本人確認のリストに加えたとし、入場拒否された人の返金手続きについて記載しています。

「返金受付は9月30日まで」8月26日にサイトで公表

毎日新聞は、ボードウォーク社は9月30日まで、公式サイトで療育手帳で入場を断られた客を対象に返金の申し込みを受け付けているが、そのことを公表したのは8月26日だった、とも伝えています。

ない」の一点張り。やむなく愛子さんの入場を諦め、母親が付き添って会場の外に残り、姉と一番下の妹だけで入場した。と同紙は伝えています。

ボードウォーク社は昨冬のチケット販売開始当初、障害者手帳も身分証として有効と公式サイトで説明。その後、今年3月上旬になって身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の2種類に限る旨の注意書きを加えていたが、愛子さんが入場拒否されたのは、この注意書きが公表される前だった、とも報じています。

同じような訴えは他にもあり、「あまりぐずぐずしていると警察を呼びます」と、2月の名古屋のコンサートで、知的障がいがある愛知県田原市在住の女性が療育手帳を出して認められず、押し問答になった末、係員にそう言われた、という事例も同紙は掲載しています。

**ASD**(自閉スペクトラム症)についてはよく知られるようになって来たように思われますが、全国的にみれば、診断できる専門的知識を持つ医師がまだまだ不足しているのが現状です。以下の記事からもその様子が分かります。

(河村)

**見** 見過ごされる大人の発達障害  
難しい診断 「子どもの障害」先入観も統合失調症などと誤認、進め治療

対人関係を築いたり、集中力をコントロールしたりするのが苦手な発達障害。幼少期での早期診断の大切さが叫ばれる一方で、大人になってから診断される人も少なくない。なぜ見過ごされているのか。背景には、いまだ「子どもの障害」との先入観が根強いことや、成人を診る精神科医に発達障害を専門とする医師が少ないことなどがある。



「もっと早く発達障害と分かっていたら人生変わっていた。17年間を返してほしい」。九州北部の男性(34)は高校時代、地元の精神科で統合失調症と診断されて治療を続けてきたが、昨年入院した九州大病院(福岡市)で発達障害の一つ、自閉症スペクトラム障害(ASD)と診断された。

常に誰かに監視されているような妄想を抱くようになり、高校の教師に促され受診した。一方で幼少期から、物の配置が変わると落ち着かなかったり、合唱がうるさく感じたりしていた。周囲からは「変わったやつ」と言われていた。

治療薬は多いときで9錠。副作用で昼夜逆転し、大学もほとんど通えなかった。就職先のスーパーでは、「たこ焼き二つ取って」と言われてパックを開けて中身を二つ渡してしまうなど上司の指示が理解できず、

居づらくなって辞めた。

病状が好転しないのを疑問に思い、別の2病院を経て、紹介された九大でASDと診断された。退院した今は、薬は睡眠導入剤など3錠になり、社会復帰に向けて生活リズムを整え、対人スキルを学ぶ精神科のデイケアに通っている。

九大で男性を担当した中尾智博医師は「当時は発達障害に詳しい医師は少なかった。発達障害の影響で統合失調症に似た症状が出ることはあり、誤診とまでは言えないが、もう少し早く見つけられ支援を受けられていればよかった」と話す。

福岡市の自営業女性(43)も3年前、発達障害の一つ、注意欠陥多動性障害(ADHD)と診断された。

26歳で結婚後、家事がうまくこなせず夫から怒られる日々が続いた。2年後にうつ病や適応障害と診断され、離婚。症状が改善した後に

再婚した今の夫が、パソコンは得意だが、家事や金銭管理が苦手な女性を「発達障害ではないか」と疑い、専門のクリニックで3カ月待つて診断を受けた。

夫と家事分担し、治療薬を飲みながら仕事を続けている。「ADHDは子どもの障害と思っていた。私の場合は夫が気づき、支えてくれた。今も発達障害と分からず、一人で苦しんでいる人がいるのでは」\*\*

身体障害などと異なり固有の手帳制度もなく、発達障害者の正確な数は不明だ。文部科学省の2012年調査は、公立小中学校の児童生徒の6・5%に発達障害の可能性があると推計する。「発達障害者が増えていくのではなく、産業構造や診断基準の変化で気付かれるようになっただけだ」。九大総合臨床心理センターで当事者から相談を受ける黒木俊秀教授(精神医学)は指摘する。

農林水産業や工業が中心だったころは「決まった仕事をこつこつやる人」「こだわりが強い人」も受け入れられてきた。だがサービス業中心の今は、協調性や柔軟な対応力が重視され、職場になかなか溶け込めない人の存在が表面化しやすくなったという。

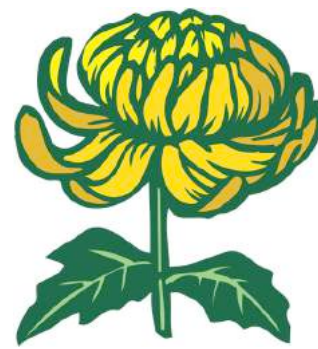
精神疾患の国際的診断基準「DSM」に1994年、広汎性発達障害とアスペルガー症候群が新しく規定され、知的障害を伴わない発達障害にスポットが当たったことも大きい。当初は子どもの障害とみる向きが強かったが、2005年に発達障害者支援法が施行され、大人への診断も少しずつ広がっていった。

ただ、児童精神科医は発達障害を学んでいるのに対し、成人を診る精神科医の大半は、統合失調症やうつ病などが専門だ。発達障害の治療には、親に成育歴を聞いたり、知能検

査をしたりと手間がかかるため、志す医師も少なく、結果、見落としがちになる。

一方で大人の発達障害に特化したデイケアなどは数が限られ、診断後も適切な支援につながらない“支援難民”は少なくない。中には診断をきっかけに会社に解雇された人もいう。「診断によって『生きづらさ』が本当に解消されるか、見極めて受けてほしい」と黒木教授は話している。

(2018年10月16日 13時29分 西日本新聞朝刊)



# 強度行動障害支援者養成研修 実践報告会

強度行動障害支援者養成研修の基礎研修・実践研修は、年々受講者のレベルの多様化や参加数が増加しています。

本年度の実践報告会では、午前は、強度行動障害支援者養成研修で学んだことを活用しつつ先進的な取り組みを行っている実践報告とその分析、午後は、本年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において行った調査の報告、カリキュラム改定案を提示し、参加された皆さんと意見交換を行います。

強度行動障害者支援研修に携わる関係者の参加をお待ちしています。

## 東京会場

日時：平成30年10月31日（水）  
10:00～16:30（受付開始9:00）  
場所：KFC Hall & Rooms（Room115）  
国際ファッションセンター株式会社  
（東京都墨田区横綱1-6-1）  
定員：70人（先着順） 参加費：無料

## 大阪会場

日時：平成30年12月7日（金）  
10:00～16:30（受付開始9:00）  
場所：エル・おおさか（7F 708号室）  
大阪府立労働センター  
（大阪府中央区北浜東3-14）  
定員：70人（先着順） 参加費：無料

※**参加基準**：各都道府県で強度行動障害支援者養成研修の講師をされている方（他の方は要相談）

**お申し込みは、事務局FAX027-320-1368で受け付けます。**  
お申し込み後、受講券をファックスにて送信させていただきます。  
参加の際には受講券を持参してください。

---

主催：独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2  
URL <http://www.nozomi.go.jp>



時間	プログラム
9:00～	受付開始
10:00～10:10	開会、主催者挨拶
10:10～10:40	実践報告 1 (東京会場: 服部敏寛 (社福)三富会 サポートセンター ハロハロ (大阪会場: 福島龍三郎 (社福)はる
10:40～11:10	実践報告 2 (東京会場: 飯島尚高 (NPO)たんと (大阪会場: 森口哲也 (社福)福岡市社会福祉事業団 か～む
11:10～12:30	ディスカッション(先進事例の分析) (東京会場: 検討委員会委員、厚労省 片桐専門官 (大阪会場: 検討委員会委員、厚労省 片桐専門官
12:30～13:30	休憩
13:30～14:00	推進事業調査(報告)
14:00～15:00	研修カリキュラムの改善に関する質疑、意見交換
15:00～15:10	休憩
15:10～16:10	運営方法の改善に関する質疑、意見交換
16:10～16:30	本日のまとめ、閉会

## お申込み先 FAX.027-320-1368

**東京会場 申込み締切日：10月12日(金)**

**大阪会場 申込み締切日：11月23日(金)**

FAXによる申込受付後、受講券を送付させていただきます。なお、申込み締切日以前に定員になった場合はその時点をもって締め切りとさせていただきますので、お早めにお申込み下さい。

受付番号

### 強度行動障害支援者養成研修実践報告会

#### 参加申込書

会場  東京会場  大阪会場  をお付けください

名前

所属

強度行動障害支援者養成研修(指導者研修) 受講年度

参加券送付先(自宅・勤務先) 該当先に○印をおつけください

〒

TEL:

FAX:

配慮事項

車椅子  手話  その他 該当する内容に○印をおつけください

#### 【お問合せ先】

国立のぞみの園 研修・養成課 担当 新井・浅田

Tel. 027-320-1357 E-mail: nozomi-seminar-01@nozomi.go.jp



# みんなのスポーツ フェスティバル



スペシャルゲスト  
**ペナルティ ヒデ**  
よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属

in奈良2018



スペシャルゲスト  
**モンsoon**  
よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属

子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、  
みんなで楽しむスポーツフェスティバルです。  
パラリンピックの正式種目である“ボッチャ”で  
ワクワクドキドキ盛り上がりましょう！

2018年

**11月17日** 土

**参加無料**

体育館用の  
シューズを  
持ってきてね

13:00~16:00 (受付12:00~)

**ジェイテクトアリーナ奈良**  
(橿原公苑第一体育館)

定員  
**240名**

(橿原市畝傍町 51 TEL 0744-22-6000)

## チーム対抗 ボッチャ大会



ボッチャとは…

赤と青チームに分かれ、それぞれのチームの色のボールを、投げたり転がしたりして、白いボール(目標球)にどれだけ近づけられるかを競う、みんなが楽しめるスポーツです。  
5~6人で1チームをつくり、予選リーグ、決勝トーナメントを行います。

車いすを利用している方も  
みんなで楽しめます



## 同時開催

### ボッチャワークショップ

定員  
**40名**

日本ボッチャ協会のスタッフを講師に迎え、ボッチャの魅力をより深く体験します。

**講義編** 10:30~12:00 ※講義編のみの参加も可能ですが、実践編に参加できる方を優先させていただきます。

**実践編** 13:00~16:00

**対象者** ボッチャなどの障害者スポーツ、スポーツボランティアに関心のある方

**内容** ●ボッチャを知ろう ●ボッチャを体験しよう  
●戦略を練ろう ●審判をしてみよう

## 参加方法

裏面の申込用紙にご記入の上、FAXもしくは郵送にてお申し込みください。ホームページからお申し込みいただけます。

みんスポ 奈良 検索

## 〈会場へのアクセス〉

- ①近鉄橿原線 畝傍御陵前駅下車 徒歩5分
- ②近鉄橿原線・近鉄南大阪線 橿原神宮前駅下車 徒歩5分

駐車場あり

※駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。




主催/奈良県(福祉医療部障害福祉課)

実施主体/みんなのスポーツフェスティバルin奈良実行委員会(事務局:ヒューマンヘリテージ株式会社)


協力団体/NPO法人きらの木、NPO法人市民活動サークルえん、NPO法人スペシャルオリンピックス日本・奈良、NPO法人ボルベニルカシハラスポーツクラブ、社会福祉法人あゆみの会、社会福祉法人わたぼうしの会、奈良県障害者スポーツ協会、奈良県障害者スポーツ指導者協議会、奈良の福祉グループぶるぼの

問い合わせ先:みんなのスポーツフェスティバルin奈良実行委員会事務局(ヒューマンヘリテージ株式会社内)

TEL 0742-35-3755 / FAX 0742-35-3754

<p>文部科学大臣 林 芳正 様</p> <p>「碍」の常用漢字化についての要望 NPO 法人 日本障害者協議会 (JD) 代表 藤井 克徳</p> <p>貴職の日頃からの国語の改善、普及へのご尽力に心より敬意を表します。</p> <p>本協議会は、現在 60 の障害当事者・家族および支援者（事業者・専門職・学会等）の団体が加盟し、あらゆる種類の障害のある人々の市民としての平等な社会参加をめざし、政府に対する要望活動や市民へのアピール活動に取り組んでいます。</p> <p>そのような立場から、今回の衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会での、「碍」（石偏）の常用漢</p>	<p>字化の検討を求める（附帯）決議を歓迎しています。これは障害の表記の選択肢を広げることになり、望ましいと考えるからです。</p> <p>この表記をめぐるのは、本協議会の内部でも、他の障害者団体でも多様な意見があります。たとえば、「障害（ウ冠）も障碍（石偏）も障がい（ひらがな）も同じに聞こえるので、目の見えない私にとってはあまり違いはない。」「バリアに直面していることを表す障碍（石偏）がよい。」「我々はバリアの被害者なので障害（ウ冠）がむしろ正しい。」「私は世の害（ウ冠）ではない。害悪の害と呼ばれたくない。」「漢字圏から参加するパラアスリートが障害（ウ冠）という表現を目にすると嫌な思いをするのではないか。」「障害（ウ冠）も障碍（石偏）も障がい（ひらがな）もマイナスの印象を与える</p>	<p>ので、よりプラスの明るい表現が望ましい。」「現実の政策が重要なのに表現の問題にすり替えられては困る。」などです。</p> <p>本協議会は、引き続きよりよい表記のあり方を議論し、他の障害者団体とも話し合い、社会に提言してゆきます。</p> <p>その際、言葉より重要なのはその言葉が伝える意味・概念であり、障害者権利条約の障害の理解を伝える表記が望ましいと考えます。障害者権利条約では、前文（e）で「障害」、第1条後段で「障害者」の考え方を示していますが、端的に表現するとそこでは障害を、（視覚障害、知的障害などの医学的な）機能障害とバリア（障壁）との間の相互作用によって生まれるもので、平等な社会参加が妨げられていること、としていま</p>
<p>す。</p> <p>政府には、「害虫・害悪の害と呼ばれたくない。私は世の中に迷惑な存在ではない。」との障害者の声が表記問題の出発点であったことをふまえて、障害当事者の意向を尊重し、また条約の視点に沿って、表記のあり方を検討していただきたいと思います。このことは、すでに障害者政策委員会が、「法制上の『障害』の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する。」（新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見（平成24年12月17日））と提案していたことでもあります。どの表記が好まれるのか、とくに障害当事者がどの表記を好むのかを継続的にモニターすることが重要です。</p>	<p>そのためにも文部科学省・文化庁には、選択肢を広げる観点から、「碍」（石偏）を常用漢字に追加することを要望します。</p> <p>2018年9月26日</p> 	<p><b>【社会福祉事業のあり方 セミナー】</b></p> <p>第一部：社会保障「改革」と社会福祉事業経営のあり方（仮） 講師：石倉 康次 氏（立命館大学教授）</p> <p>第二部：営利企業による社会福祉事業の実態と問題 講師：黒田 孝彦 氏（総合社会福祉研究所 事務局長）</p> <p>【権利としての社会福祉を守る経営のあり方懇談会】</p> <p>報告1：今求められる社会福祉法人経営者全国組織 茨木 範宏 氏（社会福祉施設経営者同友会 会長）</p> <p>報告2：社会福祉事業のあり方検討会のこれから 中内 福成 氏（障全協 会長）</p> <p>2018年度 社会福祉事業のあり方セミナー</p>



<p>権利としての社会福祉を守る          非営利事業経営のあり方          2018年10月26日(金)          10:30 ~ 14:40 (一般) / 16:30 (懇談会参加者)          駐健保会館 大会議室          主催: 日本障害者センター 社会福祉事業のあり方検討会          後援: きょうされん(依頼中)、社会福祉施設経営者同友会、総合社会福祉研究所、全国民間保育園経営研究懇話会(依頼中)、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会(依頼中)、日本障害者協議会          参加費: 6,000円</p> <hr/> <p>~「我が事・丸ごと」・「全世代型社会保障」の狙いは何か~          問い合わせ先 NPO法人 日本障害者センター 〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F          担当…山崎・家平 TEL:</p>	<p>03-3207-5621          Mail: center@shogaisha.jp          開催にあたって          この4月から「地域包括ケア強化法」(2017年5月成立)が施行されました。6月1日には「改正」生活保護法・「改正」生活困窮者自立支援法が成立。さらに、年金法の「改正」も予定されています。こうした社会保障改悪の基本コンセプトにあるのが、「我が事・丸ごと」地域共生社会です。          「我が事・丸ごと」とは、生産性・効率性の向上を名目に営利企業に有利な社会福祉事業への構造転換と当事業の更なる市場化を図るとともに、共生型サービス(「丸ごと化」)や重度者への重点化(軽度者切り)によって公的福祉を極小化する。そして、公的制度から除外された人や対象ではない人たちに係る支援を地域住民や社会福祉法人等に押し付け</p>	<p>るものです。          さらに、「骨太の方針2018」では人生100年時代構想会議等の提案を受けて、「全世代型社会保障」への転換が強調されました。これは既存の社会保障・社会福祉の対象者への給付を切り下げ、投資として一部の子ども等の教育費の無料化を図る施策です。教育費の無償化は大切なことですが、その目的は私たちが求める教育保障とは全く異なります。現政権が進めるこれらの諸施策の真の狙いは、アベノミクス第一の矢(GDP600兆円)の実現のために、権利としての社会保障・社会福祉制度を経済成長施策へと根本的に転換させることにあるのです。          こうした状況の中、子ども・障害児者・高齢者の暮らしと権利を守る社会福祉とそのための事業経営を維持するには何が必要なのでしょうか。本セミナーでは、社会保障・社</p>
<p>会福祉施策をめぐる全体的動向と営利企業による社会福祉事業の実態・課題を明らかにしながら、この課題と本来の社会福祉を守るための事業経営者全国組織の必要性について考えていきます。          参加費について          参加費: 6,000円について以下の口座に事前入金いただくと、受付でお待たせする時間が短くなります。ご協力いただくと幸いです。          郵便振替 00130-5-536566 日本障害者センター          氏名          所属          あり方検討会          TEL          会員・非会員          メールアドレス          備考          住所          性別 男・女</p>	<p>JR「田町駅」三田口(西口)より徒歩約10分          地下鉄「三田駅」A10出口より徒歩約5分          昼食について          昼食は近隣のコンビニ等で各自ご用意ください。          アクセス          以下の情報をFAX またはメールでお送りください          申込用紙宛先: FAX...03-3207-5628 / Mail...center@shogaisha.jp</p>	



2018 (平成30) 年10月18日  
 内閣総理大臣 安倍晋三 様  
 厚生労働大臣 根本 匠 様

**「水増し雇用問題」を契機に  
 障害者の労働及び雇用制度の  
 抜本的な改革を求める要望書**

NPO 法人日本障害者協議会

代表 藤井 克徳

中央省庁の「障害者の水増し雇用問題」(以下、水増し問題)が報道されて間もない8月27日に、当会は、この事実は障害のある人への背信行為であり、当事者を含めた第三者機関による徹底した真相解明と障害者の労働政策の抜本的な改革を求める声明を出した。去る9月に厚労省内に設けられた検証委員会は、残念ながら当事者不在となっている。10月中旬に報告をとりまとめるとしてい

るが、私たち当事者ならびに障害団体が求めているのは、範を示すべき政府機関において、「なぜこんなにも長期かつ大規模に障害者排除が行われてきたのか」という本質問題に立ち入ることである。

同時に求めたいのは、障害者の労働及び雇用政策について総点検を加え、抜本的な改革を図ることである。いま大事なことは、形だけの法定雇用率をつくろうことではない。ここはいったん立ち止まり、水増し問題を、ほころびの多い障害者の労働及び雇用政策の大きな転機とすべきである。

また、水増し問題によるおびただしい数の「固有名詞なき被害者」に謝罪すべきであり、障害当事者ならびに障害団体に対しても納得のいく説明責任を果たしてほしい。

以下、障害者の労働及び雇用政策の抜本的な改革に当たっての着眼点と

要望事項を掲げる。主として、中央省庁での改革を意識したものである。関係機関において、十分に配慮されたい。

1. 改革の基調に障害者権利条約を障害者の労働及び雇用政策の総点検と改革に当たっては、日本も批准している障害者権利条約を基調に据えるべきである。とくに、「一般原則」(第3条)、「一般的義務」(第4条)、「平等及び無差別」(第5条)を踏まえるべきであり、わけても「公的部門において障害者を雇用すること」と明記のある「労働及び雇用」(第27条)を存分に生かしてほしい。

2. 法定雇用率の検証と改定  
 現行の公的部門2.5%、民間事業所2.2%は、国際水準からみても低すぎる(ドイツ5%、フランス6%。いずれも官民ともに)。とくに問題な

のは、雇用率の算定基礎となる、「失業している障害者」の根拠が曖昧なことである。法定雇用率を適正な水準に引き上げるべきである。合わせて、重度の障害者をダブルカウントとする計算式については、障害当事者を中心に問題視する声が少なくなく、シングルカウントに戻すべきである(ダブルカウントは、法定雇用率を達成するための事業者側の論理でしかない。1人が2人分の枠を使ってしまうことに、雇用に就いている障害者の多くは心地よさを覚えている)。

**3. 労働及び雇用政策における「障害者」のとりえ方の検討**

障害者手帳の不所持者を所持者と見立てた今般の「水増し問題」は、明らかに行政によるごまかし(法律違反)行為であり容認できない。責任の所在を明確にすべきである。

そのうえで、労働及び雇用政策における「障害者」のとりえ方については、以前から関係方面から指摘があるように、改定が必要である。すなわち、手帳制度に基づく障害等級の判定と、労働及び雇用上の障害は連動せず、労働及び雇用政策からみた障害の判定方法の開発が求められる。その際、いわゆる「障害の社会モデル」(機能障害を有する者を取り巻く環境との相互作用)の視点を踏まえるべきである。

**4. 障害者雇用納付金制度を公的部門にも**

民間事業所を対象とした障害者雇用納付金制度を、公的部門にも適用すべきである。その場合、納付金の支出は当該部署の予算からとする。納付金を税金から支出するのは国民の理解を得られないとする見方があるが、国家賠償請求に基づく各種の賠償金は税金からの支出であり、これ

と同列とみることができよう。ちなみに、ドイツやフランスにおいては公的部門にも納付金制度が適用されている。仮に、納付金が難しいとすれば、これに代わる何らかのペナルティ制度を図るべきである。法律違反や脱法行為が何の咎めもなく行われることは余りに理不尽であり、国民感情及び障害当事者の立場からは到底納得できない。

**5. 第三者性を備えた監視のための仕組みづくりを**

法定雇用率の順守を中心に、中央省庁各機関における障害者の労働及び雇用の実施状況を監視するための機構を創設すべきである。その際に重要なのは、行政からの独立が担保されることであり、法律に基づいた権限が付与されることである。

**6. 障害の種別等を配慮した特別採**

用枠の創設や試験制度の改善

能力検定を基本とする現行の国家公務員の試験制度にあって障害者が一般定数枠に入り込むことは極めて至難である。とくに知的障害者や発達障害者の多くは絶望的と言うほかない。実際にも、現状にあっては知的障害者や精神障害者、発達障害者は少数であり、雇用されている障害者の中のジェンダーバランスも十分とは言えない。これらを改善する手掛かりの一つとして、自治体で試みられている障害種別ごとの「特別採用枠制度」も有効と考えられる。また、障害者雇用と国家公務員定数法との関係についても、深い検討が必要である。なお、試験の方法についても、点字受験やルビ振り、試験時間の延伸だけではなく、障害の特性に配慮した方法を講じるべきである（例えば、知的障害者の場合は普通の生活を加味するなど）。

7. 安定した就労生活を維持するために  
 障害者の労働及び雇用を安定して保つためには、多様で継続的な支援策が不可欠となる。その際に、大きく二つの視点が重要となる。一つは、アクセシビリティの観点に基づく省庁全体に及ぶ事前の環境整備である。例えば、出入り口を含む建物全体の段差解消、障害者が使いやすいトイレや洗面台、わかりやすい表示や休憩所の設置などがこれに当たる。もう一つは、個々に応じた支援としての合理的配慮の提供である。例えば、通勤時の支援や職場でのジョブサポーター(就労時の支援者)の配置、定期通院時の休暇の保障、時差通勤ができること、障害に合わせた簡易な仕事の確保や作業手順の改善などである。  
 合理的配慮については、個々に応じ

てまさに千差万別であり、提供すること自体を制度化しておくことが肝要である。そのための予算確保は言うに及ばず、職場ごとの合理的配慮を受け入れるための雰囲気づくりも重要となる。

また、通勤や長時間労働が困難な障害者に対しては、在宅勤務やテレワークなども視野に入れるなど、障害の種類や程度、性別に応じた柔軟で多様な働き方が求められる。

8. 政策審議システムの根本的な改革

障害者の労働及び雇用政策を発展させるためには、政策審議のシステムそのものを大きく改革する必要がある。例えば、前述の合理的配慮の提供を実質化するためには、労働分野だけのアプローチでは不十分であり、福祉分野(生活面など)を重ねての検討が重要となる。一方、現行

の障害者雇用政策の審議システムは、旧態依然の労働部門(労働政策審議会・障害者雇用分科会)で行われている。今後の在り方としては、関連する審議会の合同開催、あるいは現行の労働行政所管の審議会に、相当数の福祉分野関係者等を加えることなどが求められる。また、審議会メンバーに関しては、障害当事者代表の枠を強化すべきであり、真に障害者の労働及び雇用政策に精通した者を加えるべきである。

年金問題

皆様から多くの抗議が見られた先の障害者年金打ち切り問題は、結局支給継続の措置になったようです。以下毎日新聞の記事からです。

(河村)

障害基礎年金 再審査で823人の支給継続

日本年金機構が障害基礎年金の受給者1010人について「障害の程度が軽い」として打ち切りを検討していた問題で、同機構は再審査の結果、このうち823人の支給継続を決めたと発表した。既に打ち切られていた1106人の支給も再開し、計1929人を救済した。

障害基礎年金の審査業務は昨年度、都道府県単位から東京のセンターに一元化された。審査に当たる医師が代わった影響で、再審査を通知されたり、支給を打ち切られたり

した受給者が続出。批判を受けて厚生労働省は今年7月、障害の程度が変わらない受給者については以前の更新時の判断を考慮する方針を示していた。

同機構によると、1010人のうち954人が診断書を改めて提出し、障害の状態に変化がなかった823人は支給継続、状態が軽くなった67人は支給停止になった。残り64人は審査を継続している。支給を停止した1939人も再審査したところ、1106人は状態が変わらなかつたとして、停止月にさかのぼった支給再開を決めた。

【原田啓之】(毎日新聞2018年10月17日 20時28分)





### <厚労省> 障害者手帳をカードでも 来年度から希望者に

障害がある人が持つ「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」が来年度から、希望者にはカードで交付されるようになる。紙製より耐久性があり、持ち運びに便利なカードへの変更を求める声が上がっていた。厚生労働省が、社会保障審議会の部会の上の了承を得た上で、政令を改正する。

両手帳は身体障害者福祉法と精神保健福祉法に規定され、政令で様式が決められている。本人の申請を受けて都道府県や政令市などが交付し、取得者は電車やバスなど公共交通機関の料金割引や所得税控除などの優遇措置を受けられる。2016年度末時点の取得者は身体障害者手帳が約515万人、精神障害者保健福祉手帳が約92万人。

カードへの記載項目は氏名や住所、障害の程度などを想定している。カードを希望しなければこれまで通り紙製の手帳を交付する。

知的障害者に交付される「療育手帳」は、国の通知に基づいて都道府県や政令市が独自の体裁で発行できるため、既に一部の自治体がカード化している。

【原田啓之】(10月18日(木)6時45分 毎日新聞)

### 忘年会のお知らせ

会員の皆様

今年の夏は本当に暑い日が続きやっとな秋の心地よさを感じるようになりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

久しぶりに忘年会を開催いたします。近況の報告、などいろいろお話しませんか？お忙しい日々をお過ごしでしょうか是非ご参加ください。

日時 12月7日(金)11時半

場所 かに道楽 奈良店 奈良市西九条町5-2-9

申し込み先 田中 090-7969-0428 ken-tan.m4@ezweb.ne.jp 20名

まで 11月30日締め切り

お昼の参加は仕事があって無理の方は1月に新年会をかねて

夜の開催も計画しています。お父さんの参加も歓迎！



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円